

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和8年度第1回空家等対策協議会
開 催 日 時	令和8年7月24日(金) 10時から11時
開 催 場 所	東館3階災害対策室
出 席 者 氏 名	委 員：市長、飯島委員、米谷委員、島田委員、石山委員、 小谷野委員、深井刑事生活安全官（代理出席）、 長岡委員 事務局：建設部副部長、住宅課長、空家対策係
傍 聴 人 数	0人
会 議 の 議 題	令和8年度第1回空家等対策協議会 ・報 告：令和7年度空家等対策事業実績報告について ・協 議：第3次伊勢崎市空家等対策計画（案）について
会 議 資 料 の 内 容	資 料 1：令和7年度空家等対策事業実績報告 資 料 2：第3次伊勢崎市空家等対策計画（案）

会 議 に お け る 議 事 の 経 過 及 び 発 言 の 要 旨	《令和８年度第１回空家等対策協議会》 １．開会 司 会： これより令和８年度第１回空家等対策協議会の会議を始めさせていただきます。 はじめに、会議の成立及び公開につきまして、事務局からご説明を申し上げます。 事務局： 会議の成立についてご報告申し上げます。伊勢崎市空家等対策協議会運営要綱第４条第２項の規定に基づき、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないとなっております。本日は１０人中８人が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。 次に会議の公開について、ご説明いたします。本市では市民参加条例により、審議会等の会議を公開すると共に、会議録、委員名簿を公表しております。 会議録については、議長である会長の発言は特定されますが、各委員の発言は、個人が特定されない形で作成し、事前に内容をご確認いただき、市ホームページで公表してまいりますので、ご承知おきください。なお、会議録作成のため本会議内容を録音させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。 ２．副会長の選出 議 長： お手元の伊勢崎市空家等対策規則を御覧ください。 この規則中、第３条第３項に「副会長は委員の互選により定める」旨が規定されておりますが、どのようにしたらよろしいでしょうか。 委 員： 事務局案はありますか。 議 長： 事務局に案があればお願いします。 事務局： 事務局といたしましては、米谷委員にお願いできればと考えております。 議 長： 事務局から「副会長に米谷委員」との案が出されましたが、いかがでしょうか。 委 員： 異議なし。
--	---

	議 長： 賛成ということで、米谷委員に伊勢崎市空家等対策協議会の副会長をお願いし、今後の協議会運営の補佐をお願いしたいと思います。 3. 報告事項 事務局： 令和7年度空家等対策事業実績報告について説明（資料1のとおり） 議 長： ただいまの説明について委員の皆様よりご意見、ご質問等はございますか。 委 員： 先ほど空き家数3,079件という説明がありましたが、県内他市と比べてどうなのでしょう。 事務局： 住宅土地統計調査の数値にはなりますが、空家率は13.7%であり、全国平均並みで、県内では2番目に低い数値となっております。 委 員： 最近警察にも空き家からの樹木の繁茂についての相談が多く来ていますが、市ではそういった相談にはどのように対応していますか。 事務局： 基本的には所有者や相続人に改善の依頼をしております。道路等への越境の場合は、程度によっては道路管理課にも情報提供を行っております。 委 員： 樹木の繁茂という話ですと、道路が通れないほど越境しているものもありますが、そういった場合はどこに相談したらよいのでしょうか。 事務局： 道路管理課との調整の結果、まずは空家対策係より所有者等へ改善依頼をすることとなっておりますので、空き家からの樹木であれば空家対策係にご相談いただければと思います。 委 員： 管理がなされていない空き家について、連絡が取れない等で改善されないものについては、どの程度の期間が経過すると市の方で踏み込んだ対応ができるようになるのでしょうか。 事務局： 改善の期間については具体的に区切っていない、可能な限り早くというところで所有者等への依頼を行っております。また、市とすると緊急安全措置という対応方法がありますが、市民の生命等に影響を及ぼすよ
--	---

	うな場合に限る、限定的な措置となっております。 委員： 説明の中で管理不全空家等と特定空家等の区別や判断基準はどのようになっていますか。 事務局： 必ずしも、管理不全空家等から特定空家等に移行するわけではなく、それぞれの基準認定しております。管理不全空家等については、放置すると特定空家等になる恐れがあるものということで、近隣住民からの相談等も考慮しながら、柔軟に認定しております。 委員： 特定空家等に認定されると固定資産税が増額になるのですか。 事務局： 特定空家等又は管理不全空家等に認定されたうえで、勧告状態のまま1月1日を迎えると、固定資産税が上がる可能性があります。資産税課から聞いた話では、最大で4倍ほどになるようです。 委員： 分かりました。周囲に影響を及ぼしていそうな空き家もそれなりにあるように見受けられますので、特定空家等の認定も積極的に行っていただけると良いと思います。 議長： 他にご意見、ご質問等がないようでしたら、令和5年度空家等対策事業実施報告については、以上となります。 4. 協議事項 事務局： 第3次伊勢崎市空家等対策計画（案）について（資料2のとおり） 議長： ただいまの説明について委員の皆様よりご意見、ご質問等はございますか。 委員： セミナーや固定資産税の封筒など様々な方法で空家対策の周知を行っているとの説明がりましたが、最近では空き家に泥棒が入る事件が増加しているため、空き巣の注意喚起や、空き家の中に貴重品を残さない注意喚起をしていただけると大変助かります。 事務局： セミナー等、市民への周知機会がある際には、そういった内容も調整のうえ周知していければと考えております。
--	--

	委員： 空き家情報バンクの数値目標が掲げられている一方で、所有者等のアンケートでは、バンクに登録したくないという方が約3割という結果が出ています。登録したくない理由としてはどのようなことがあると考えていますか。 事務局： 地番までは掲載していませんが、市のホームページに物件情報が掲載されるという点で、広く情報が公開されることを懸念している方が多いのではないかと考えています。 委員： 公開情報の範囲などを調整する等、改善できる部分はあると考えますか。 事務局： 何か良い案があれば随時改善していきたいと考えております。 委員： 不動産流通の観点から考えると、売却や賃貸の際に広く情報を公開するというのは、不可欠な部分があります。近隣の方への声掛けで売却等につながるケースは稀ですので、どうしても情報は公開せざるを得ないというところが難しいところだと思います。 委員： 固定資産税の関係ですが、空き家所有者の中には、解体すると土地の固定資産税が上がるため解体したくないという方が一定数いるように思います。一定期間でも固定資産税が上がらない猶予期間等があると良いと思うのですが、そういった検討はされたことがございますか。 事務局： 空き家所有者自身が適切に管理する意識を持つというところが大前提の中で、税の猶予等をすぐには実施するのは難しいところがございます。まずは解体希望者への支援につきましては、現状実施している空き家除却補助事業を今後も継続して進めていくというところを考えております。ただ、ご意見いただいたような猶予等についても、随時検討を進めていきたいと考えております。 委員： 空き家情報バンクについて、登録を増加させるために、実施予定の周知方法等がありますか。 事務局： 最近では不動産団体様のご協力もあり、相談会に来た方に積極的に情報バンクに登録していただいている
--	---

	ため、件数も数年前から見ると増加している状況です。今後も、関係団体等のご協力をいただきながら、登録件数増加に向けた取り組みが行えればと考えております。 委員： 市の力だけでは難しい部分もあると思うので、民間事業者やNPO団体等の力も積極的に活用していけると良いと思います。 委員： 個人的には、昔の建築物は造りが良く、リフォームすれば活用できるものも多いですが、若者は建売等を好む方が多いように感じます。市が関与して中古住宅のリフォーム事例をPRできると良いのではないのでしょうか。 事務局： 空き家の活用事例をPRしている自治体もありますので、そういったことができそうな物件等がありましたら、建築士会等の関連団体様からご紹介いただき、検討していければと考えております。 委員： 不動産の流通を見ていると、最近は建築費用が高騰している関係もあり、中古住宅及びそのリフォームの需要が高まってきています。市が関与するとなると、誰がリフォーム費用を出すのか等難しい部分もありますが、事例をPRするというのは良いと思います。 議長： 他にご意見、ご質問等がないようでしたら、「第3次伊勢崎市空家等対策計画（案）について」は、（一部修正の上、）事務局の説明のとおり取り扱うものとしてよいでしょうか。 委員： （異議なしの声） 議長： 協議事項については以上となります。 5. その他 議長： 最後に本市の空き家対策全体について委員の皆様よりご意見、ご質問等はございますか。 委員： （質問なし） 議長： 事務局から何かありますか。
--	---

事務局： 本日の協議会でご審議いただいた内容について、早急に議事録の案を取りまとめ、委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認いただき、修正等を行った上で、議事録を確定し、公表する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。また、第3次伊勢崎市空家等対策計画（案）につきましては、本協議会でのご承認をいただきましたので、11月2日（月曜日）から12月1日（金曜日）までの期間でパブリックコメント手続きの実施を予定しております。事務局からは以上となります。

議長： 他にないようでしたら、ここで議長の任を降ろさせていただきます。本日はありがとうございました。

6. 閉会

司会： 以上で令和8年度第1回空家等対策協議会を終了させていただきます。